

別表1

I 浜玉荘ホームヘルプサービス介護予防・日常生活支援総合事業、唐津市の定める額

1. 訪問介護相当サービス・事業対象サービス給付

(1) サービス利用料金(1月当り)

令和8年6月1日改正

区 分	適 用	1割負担		2割負担		3割負担	
		単位数	利用額	単位数	利用額	単位数	利用額
予防訪問介護Ⅰ	週1回程度の利用が必要な場合 (要支援1, 2)	1,176	1,176円	2,352	2,352円	3,528	3,528円
予防訪問介護Ⅱ	週2回程度の利用が必要な場合 (要支援1, 2)	2,349	2,349円	4,698	4,698円	7,047	7,047円
予防訪問介護Ⅲ	週3回程度の利用が必要な場合 (要支援2)	3,727	3,727円	7,454	7,454円	11,181	11,181円

(2) その他の加減算(1月当り)

適 用	1割負担		2割負担		3割負担	
	単位数	利用額	単位数	利用額	単位数	利用額
1. 初回加算 ・はじめて訪問介護事業所を利用する場合(新規) ・要支援者が、要介護者の認定を受けてサービスを利用することになった場合 ・過去2か月に当該訪問介護事業所から訪問介護サービスを利用していなかった場合	200/月	200円/月	400/月	400円/月	600/月	600円/月
2. 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	介護報酬(基本+加算)単位の28.7%加算					

上記の利用料金に同意します。 令和 年 月 日 氏名

(代筆者名)